

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

支援員を支えるネットワーク構築事業業務

(2) 業務内容

以下ア及びイの業務を実施する。

ア 支援員等ヘルプデスクの設置

支援員等が生活困窮者の支援方法に悩んだ際、それについて助言を行うヘルプデスクを設置する。また、ヘルプデスクで多職種による相談会へ連携が必要と判断された場合は、②の専門職による支援へ誘導する。

なお、ヘルプデスクでの対応を通じてアセスメント方法等のアドバイスも行う。

イ 専門職による支援の実施

司法・医療・福祉の専門職による相談会を開催し、支援員等が生活困窮者の課題を専門職に相談し、専門職の助言を受けられる相談会を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、3,615,000円（消費税等含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-2326

Eメール chifuku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要綱、仕様書及び審査基準の配布

ア 配布日時

令和6年2月20日（火）から同年3月1日（金）まで

イ 配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakai/fukushi/seikatsuhogo/index.html>)

(3) 参加意思表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加意思表明書（選定事務実施要綱様式第1号）を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月5日（火）午後5時必着

イ 提出方法

上記(1)に電子メールにて提出

(4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出期限

令和6年3月8日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

上記(1)に書留郵便又は持参

(5) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時

令和6年3月15日（金）の指定した時間

イ 場所

静岡県庁別館 7階第3会議室

ウ 詳細な時間については、該当者に対して通知する。

7 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は実施要綱、仕様書、審査基準による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

=====

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

ふじのくに型学びの心育成支援事業（学習の場の提供（合宿）・キャリア形成支援）委託業務

(2) 業務内容

ア 県内郡部に居住する生活困窮世帯等の子ども（主に小学生高学年から中学生までとする。以下同じ。）に対し、合宿等による学習支援の場を提供し、支援を行う。

イ 静岡県内の郡部に居住する生活困窮世帯等の高校生世代（中卒・高校中退若しくはその可能性がある者）の者に対し、合宿によるキャリア形成支援の場を提供する。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月26日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

本委託業務に係る委託額は、9,459,000円（消費税等含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-2326 FAX番号 054-221-2142

Eメール chifuku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要綱、仕様書及び審査基準の配布

ア 配布日時

令和6年2月20日（火）から同年3月1日（金）まで

イ 配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/seikatsuhogo/index.html>)

(3) 参加意思表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加意思表明書（様式第1号）を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月5日（火）午後5時必着

イ 提出方法

上記(1)に電子メールにて提出

(4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出期限

令和6年3月8日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

上記 (1)に書留郵便又は持参

(5) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時

令和6年3月15日（金）午後の指定した時間

イ 場所

静岡県庁別館7階第3会議室

ウ 詳細な時間については、該当者に対して通知する。

7 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は実施要綱、仕様書及び審査基準による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

=====

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

ふじのくに型学びの心育成支援事業（東部3町通所）委託業務

(2) 業務内容

函南町、清水町及び長泉町のいずれかに居住する生活困窮世帯等の子どもに対し、通所等による学習・生活支援の場を提供する。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月26日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

本委託業務に係る委託額は、5,827,000円（消費税等含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-2326 FAX番号 054-221-2142

Eメール chifuku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要綱、仕様書及び審査基準の配布

ア 配布日時

令和6年2月21日（水）から同年3月1日（金）まで

イ 配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/seikatsuhogo/index.html>)

(3) 参加意思表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加意思表明書（様式第1号）を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月5日（火）午後5時必着

イ 提出方法

上記(1)に電子メールにて提出

(4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出期限

令和6年3月8日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

上記(1)に書留郵便又は持参

(5) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時

令和6年3月15日（金）午後の指定した時間

イ 場所

静岡県庁別館7階第3会議室

ウ 詳細な時間については、該当者に対して通知する。

7 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は実施要綱、仕様書及び審査基準による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。